平成２９年（フ）第４５２号
広島県廿日市市阿品２丁目20番26―15号
破産者　佐々木八榮子
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４号
北海道苫小牧市若草町３丁目４番８号医療法人王子総合病院西棟内、開始決定時の住所北海道苫小牧市永福町２丁目６番６号　小池マンションＦ２階
破産者　佐藤　輝明
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第９号
北海道苫小牧市明野新町２丁目３番33号　ハイツＲＴあけの202号
破産者　後藤　直樹
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２９号
群馬県高崎市上並榎町68番地１　アプリコットガーデン上並榎403号
破産者　水原　　清
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３９７号
埼玉県川越市宮元町59番地１、開始決定時の住所埼玉県川越市神明町16番地10
破産者　佐藤　京子
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５８８号
埼玉県狭山市大字水野465番地の１　アネックス水野202
破産者　佐野　俊幸
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６８８号
埼玉県所沢市大字久米1999―３　グランレーヴＢ号棟103号室、住民票上の住所埼玉県所沢市大字北秋津622番地の２　グリーンハイツＡ―102
破産者　仲丸　大輔
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７０５号
埼玉県富士見市鶴瀬東１丁目４番74―103号
破産者　仲安　真吾
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７０９号
埼玉県川越市大字鯨井1564番地２
破産者　巻渕志津子
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０３号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区７棟304号
破産者　速水　直臣
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３７号
横浜市港南区下永谷５丁目63番５号　ダイツハイム101
破産者　前田　　亮
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９号
静岡県下田市白浜1098番地
破産者　土屋　朋子
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第２１０９号
名古屋市西区栄生２丁目16番23号　グランレジーナ203号、従前の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字伊勢帰306番地
破産者　遠藤　武史
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３４号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字金剛75番地　ヴィレッジＡＷＩＮⅡ203、従前の住所愛知県西春日井郡豊山町大字青山1707番地３
破産者　坪井　翔太
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７５０号
神戸市須磨区妙法寺字円満林６番地の19
破産者　関山組こと関山秀夫こと　蘇　　秀夫
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７号
神戸市北区山田町中字城ケ谷７番地の２、従前の住所神戸市北区大原１丁目１番地　702号
破産者　松下真珠こと　松下　雅裕
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８号
神戸市北区山田町中字城ケ谷７番地の２、従前の住所神戸市北区大原１丁目１番地　702号
破産者　松下　直子
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部